

処 分 等 の 種 類		免許取消処分
処 分 等 年 月 日		平成30年3月19日
被 処 分 者	商 号 又 は 名 称	入江地所
	代 表 者	入江 善夫
	免許番号及び免許年月日	京都府知事(1) 第13814号 平成29年3月17日
	主たる事務所の所在地	京都市中京区西ノ京北円町4番地
<p>処分の理由</p> <p>被処分者が宅地建物取引業法第25条第4項の規定による届出をせず、同条第7項の免許取消事由に該当したため</p>		